

第12節 救助計画

災害のため、生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救助の実施は、本計画の定めるところによるものとする。

〔 主な実施機関
市町村，県（危機管理局，保健福祉政策課），警察本部，小松島海上保安部 〕

第1 基本方針

- 1 被災者の救助及び捜索等は、市町村の消防機関が警察機関とともに実施するものとする。
- 2 海上における遭難者の救助（行方不明者の捜索を含む）は、市町村長からの要請によるものも含め小松島海上保安部が行うものとする。

第2 救助の方法

- 1 市町村等は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の市町村等に応援を要請するものとする。
- 2 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、実施機関が携行するものとする。
- 3 救助した負傷者は、応急措置をした後、医療機関に収容する。
- 4 特に被害が甚大なとき及び市町村から県に救助応援要請又は自衛隊派遣要請のあったときは、速やかに措置するものとする。

第3 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

1 対象者

- (1) 災害のため、現に生命もしくは身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者

2 期間

災害発生の日から3日以内

3 費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。